

専任の建築士による主治医的アフターデリバリーについて

一般的に建築主様が気になる入居後のアフターサービスですが、分離分割発注方式ではアフターサービスも分離分割されます。

施工と設計監理・管理を言葉のとおり分離していますので、実施工に対しての部分と管理・監督の部分はそれぞれ分離して責任をもつことになり、弊社は委任されている施工に関しての管理・監督部分に対して責任があります。分割されると言うことは

例えば設備屋さんが担当した設備部分で水漏れを起こした事故は基本的に設備屋さんが責任を持ち、もしその工事の監督や設計に問題があった場合は弊社が責任を取ることになります。

同じように資材に問題があれば資材を納入した資材メーカーや流通業者が責任を取ることになります。

管理は弊社が行いますので問題の判断や分割されたそれぞれの業者さんの判断や評価、手配、交渉など専門家としての管理業務を行ないます。

建築主様との窓口は設計から施工監理まで行った専任の建築士がすべて行うことになります。

また、上記のほかに10年間の瑕疵補償制度を利用しますので建物に大きな問題があって各専門工事業者さんなどが経済的に責任を取れないような場合でも対応することが可能です。

仮に各専門工事業者さんや弊社などが消滅してしまった場合も

補償の中で代替の管理者や専門工事業者さんをつけることが可能ですのでご安心ください。

